施設園芸等燃油価格高騰対策　２次応募の流れ

一般社団法人日本施設園芸協会（事業主体）
（資金の造成・管理）

④事業実施計画申請

①事業の公募
⑤事業実施計画承認

青森県農業再生協議会（事業実施者）
・資金の造成・管理
・事業実施計画の審査・承認
【構成員：県・JA中央会・JA全農あおもり等】

地域県民局・市町村
・事業の周知
・事業実施計画作成指導

③事業実施計画申請
【県業務方法書の提出書類】
○別紙様式第１号
・事業実施計画（別紙１）
・省エネ推進計画（別紙２）
○別紙様式第２号
○別紙様式第５号
○別紙様式第７号

②事業の募集
⑥事業実施計画承認

（支援対象者）
農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体
（要件）
事業参加者が3戸以上であること、又は1戸であっても農業の常時従業者が5名以上であること

（2次公募に当たって）
（対象燃料）
施設園芸に供するLPガス及びLNG
（対象期間）
１月※若しくは2月から6月までの間から、月を単位として1月又は連続する2月以上の期間を対象期間として選択することができる（※1次締切に申請した場合、1月から対象とし、2次締切に申請した場合は、2月からを対象とする）
（公募締切日）
対象期間の違いにより、以下の2つの締切を設定します。なお、1次締切については令和5年1月以降、2次締切については、令和5年2月以降に購入したガスをセーフティネットの対象とする。
1次締切：令和4年12月15日（木）まで
2次締切：令和5年1月13日（金）まで